

# 国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院長候補者選考委員会規則

〔平成29年1月11日〕  
規則第6号

## （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学部局長等の任免に関する規則（平成27年規則第217号）（以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （選考の事由）

第2条 選考委員会は、規則第5条の規定により、学長から歯学部附属病院長候補者（以下「病院長候補者」という。）の推薦を求められたときは、原則として2名以上の病院長候補者を選出しなければならない。

## （組織）

第3条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事 1名
  - (2) 歯学部附属病院運営会議構成員 2名
  - (3) 医学部附属病院運営会議構成員 1名
  - (4) 本学の役員又は職員以外の者で病院運営に関し広くかつ高い識見を有する者 1名
  - (5) その他学長が特に認める者
- 2 前項の委員は、役員会の意見を聴き、学長が任命する。但し、第2号については歯学部附属病院運営会議、第3号については医学部附属病院運営会議に、複数名の推薦を求める。
- 3 選考委員会に委員長を置き、委員長は第3条第1項第1号で定める委員をもって充てる。
- 4 委員が病院長候補者となるべき適任者（以下「病院長候補適任者」という。）の推薦を受けたときは、委員を辞任しなければならない。この場合、国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院長候補者選考委員会の委員となることもできない。
- 5 前項の場合、委員長は学長に後任補充の要請を行うものとする。
- 6 学長は前項の要請を受けた場合、直ちに後任の委員を任命するものとする。

## （委員の任期等）

第4条 委員の任期は、学長が定めるものとする。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 委員の任期の末日は、当該委員を任命する学長の任期の末日以前とする。

## （審議事項等）

第5条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 選考基準（病院長に求められる資質・能力）及び業務執行状況に関する事項
- (2) 病院長候補者の推薦に関する事項
- (3) 選考委員会の議事の手続き、その他選考委員会に関し必要な事項

(議事)

第6条 委員長が、選考委員会を招集し、これを主宰する。

2 選考委員会は、委員長を含め委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選考委員会の議事について評決する場合は、委員長を含め出席した委員の投票により多数決で決することとする。但し、病院長候補者の複数名の推薦について、多数決で決しない場合は、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 選考委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(公表)

第8条 国立大学法人東京医科歯科大学は、次に掲げる各事項をそれぞれ遅滞なく公表するものとする。

(1) 学長が選考委員を任命したとき、委員の名簿及び選定理由

(2) 選考委員会の議を経て定めた選考基準(病院長に求められる資質・能力)

(3) 学長が病院長の選考を行ったとき、当該者を選考した理由及び当該選考の過程

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、歯学部附属病院総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

2 この規則の施行後に、最初に発足した選考委員会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。